|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | | **１** | **物　件　明　細** | | | | | | |
| 所 在 地  （住居表示） | | | 大阪市都島区中野町四丁目20番10  （大阪市都島区中野町四丁目５番街区） | | | | | | |
| 交通機関 | | | JR大阪環状線　桜ノ宮駅　南東　約280m | | | | | | |
| 最低売却価格 | | | ６，６００，０００円 | | | | | | |
| 面　　　積 | | | 登記：30.21㎡　　実測：30.21㎡ | | | | 登記地目 | | 宅地 |
| 接面道路の  状　　　況 | | | 北東側：市道・幅員約6.0ｍ・舗装有・高低差無・歩道無 | | | | | | |
| 法令等に基づく制限 | 都市計画法 | | 市街化区域 | | | | | | |
| 用途地域 | 第二種中高層住居専用地域 | | | | | |
| 地域地区 | 準防火地域 | | | | | |
| 建ぺい率 | 60％ | | 容積率 | | 300％ | |
| その他の  法令等 | | 河川法（河川保全区域18ｍ）  景観法（都心景観形成区域、河川景観配慮ゾーン） | | | | | | |
| 私道の負担等に  関する事項 | | | 負担の有無 | 無 | | | | | |
| 負担の内容 | ― | | | | | |
| 供給処理施設の状況 | 区　分 | | 配管等の状況 | | 照会先及び電話番号 | | | | |
| 公営水道 | | 前面　有 | | 大阪市水道局　東部水道センター  06-6927-7611 | | | | |
| 電　　　気 | | 前面　有 | | 関西電力送配電㈱  0800-777-3081（コンタクトセンター） | | | | |
| 都市ガス | | 前面　有 | | 大阪ガス㈱　導管情報センター  06-6202-2141 | | | | |
| 公共下水道 | | 前面　有 | | 大阪市　建設局　下水道部　施設管理課「許認可申請等・排水協  議 窓口」06-6615-6260 | | | | |
| 工　作　物 | | | フェンス類（Ｂ型バリカー） | | | | | | |
| 【特記事項】  １　現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。  ２　本地は、河川であったものを廃川したものですが、その埋立･造成内容等については不明です。  ３ 本地は、河川保全区域内にありますので、当該区域に建物建築等の際には河川法に基づく許可が必要になります。  　（お問い合わせ先：大阪府西大阪治水事務所維持管理課河川管理グループ　電話 06-6541-7771）  ４　開発行為及び建築行為の際は、大阪市と協議してください。  （お問い合わせ先：大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課　電話 06-6208-9285  大阪市都市計画局建築指導部建築確認課　電話 06-6208-9291）  ５　本地は、昭和29年から平成24年２月まで建物敷地として利用されていました。平成26年10月に建物は撤去していますが、建物基礎等の一部が存在します。また、当該建物の設計図面等はありません。  　　なお、撤去工事の内容は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  （お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　電話 06-6210-9181）  ６　本地南西側の雨水桝については、地下埋設管は撤去しており機能は有していません。  ７　本地北西側のコンクリート基礎（年代不詳、設置者不明）は、隣接地と一体となっています。この取扱いについては、隣接者と協議してください。  ８　土地境界確定協議書等については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  （お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　電話 06-6210-9181）  ９　供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせくだ  さい。  10　売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第２条第１項に規定する消費者である場合については、この限りでありません。 | | | | | | | | | |